

日本栄養精神医学研究会 会則

第1章 総則

第1条（名称・定義）

本会は、日本栄養精神医学研究会（英名：The Japan Society for Nutritional Psychiatry 略称：JaNP）と称する。

第2条（事務局および本会の所在地）

本会の事務局および所在地は、〒350-1122 埼玉県川越市脇田町16-13 山口病院医局内とする。

第2章 目的および事業

第3条（目的）

本会は、「栄養精神医学」に興味関心のある者が集まり、メンタルヘルス領域における栄養医学の臨床応用の経験や栄養医学全般に渡る知識を、互いに共有しながら研鑽し、わが国におけるメンタルヘルス対策と医療の発展に寄与することを目的とする。

第4条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 年に一回の学術総会の開催、運営
2. 主催もしくは共催のセミナー
3. ウェブにおける情報公開、メール配信など、栄養精神医学の普及および啓発
4. 栄養精神医学に関心のある学会・企業等との情報交換及び共同普及活動、その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第5条（会員）

本会の会員は、次の通りとする。

1) 正会員

医療関係の国家資格保持者

その他、会長が承認した者

2) 準会員

上記以外の者

3) 学生会員

24歳以下の大学生・大学院生もしくはそれ以下の学校に在学中の者で、事務局にそれを証明する書

類を提出し、事務局で承認された者

4) 特別会員

世話人や事務局など、当事業を行う上で必要であり、会長が特別に承認した者

上記1)～4)は、本会への貢献度を勘案し、会長の判断で個別に、年会費及び、総会やセミナーなどの参加費の減額もしくは免除を行うことができる。

第6条 (会員へのサービス)

本会は、会員に対して下記の特典を提供する。

- ・本会が主催する講演会 参加費割引
- ・本会が共催する特定の講演会 参加費割引
- ・本会が主催もしくは共催する講演会 優先案内
- ・栄養精神医学に関する情報のメール配信
- ・メンタル不調・栄養相談の個別対応
- ・講演・取材依頼等の優先受託

第7条 (入会資格)

医療及びヘルスケア従事者（医師、歯科医師、薬剤師、鍼灸師、看護師、栄養士、心理師、精神保健福祉士、介護福祉士、柔道整復師、臨床検査技師、作業療法士、研究者、栄養カウンセラー、ヘルスケア関連企業、医療系国家資格を取得予定の学生等）。

上記以外でも、栄養精神医学に興味関心がある者、「メンタルヘルスは食事から」の考え方に賛同する者。

第8条 (入会手続き)

入会を希望する者は、以下の手続きを満たす必要がある。

- ①入会フォームの必要事項の記入
- ②会則を順守することの承諾
- ③年会費の支払い（クレジットカード）

第9条 (入会金と年会費)

本会の入会金は無料、年会費(期間：1月1日から12月31日)は、医師・歯科医師は15,000円、学生会員は5,000円、それ以外は10,000円とする。なお、一旦徴収した会費は返還しない。

本会は本会の運営上必要と判断した場合、もしくは経済情勢などの変動に対応する必要があると判断した場合、入会金・年会費の金額を変更することができ、本会ホームページ内への掲示等によりそれを告知する。再入会する場合は、年会費に加えて、再入会金5,000円を別途必要とする。

第10条 (更新)

会員期間は、1月1日から12月31日とし、12月26日に、次年度の年会費の全額を支払うものとする。退会希望者は12月10日までにホームページ上の退会届<https://www.eiyoseishin.com/procedure>より連絡するものとする。翌日までに事務局から退会了承のメールが届かない場合、事務局にメールで連絡をすること。eiyoseishin.igaku★gmail.com（★を@に変更して送信すること）。事務局より退会了承メールがない限り、継続課金され、会費は返還しない。

第11条（届け出内容変更手続き）

会員は、入会申込時の記載内容に変更が生じた場合、速やかに事務局へのメールにて変更手続きを行う必要がある。その後に変更があった場合も同様とする。

第12条（任意退会）

退会を希望する者は、退会届を事務局に提出し、任意に退会することができる。

事務局が退会了承メールを送信した日時で退会扱いとする。

次年度への更新を希望しない場合は、12月10日までに第10条にある手続きを完了すること。

第13条（会員の除名）

会員が次のいずれかに該当する場合、本会は当該会員を除名することができる。

- 1) 会則に違反したとき、又は本会の趣旨に反する行為をしたとき。
- 2) 本会に損害を与え、名誉を傷つけたとき。
- 3) 申請事項に虚偽があったとき。
- 4) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

第14条（演者）

総会、もしくは本会主催のセミナーにおける演者は、原則として本会の会員である必要がある。

第15条（本会の閉会）

本会は、経営上、運営の継続が困難と判断したとき、本会を閉会することがある。

第16条（個人情報保護）

本会は、個人情報の取扱いに関するプライバシーポリシーを策定し、本プライバシーポリシーを遵守する。プライバシーポリシーは、本会ホームページ上にて掲示する。

第17条（会則の改定）

本会は、本会則の改定を行うことができる。尚、改定内容は全会員に適用されるものとする。

第18条（告知方法）

本会則に関する会員への告知は、本会ホームページ上にて掲示する。

附則

本会則は、2023年9月1日より改正施行する。

本会則は、2024年9月1日より改正施行する。